



イ 失格判断基準の引き上げ

① 土木系工種

現行の算定式

直接工事費	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>5.5</u>
失格判断基準		上記の合計



改正後の算定式

直接工事費	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>6.0</u>
失格判断基準		上記の合計

② 営繕系工種

現行の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>5.5</u>
失格判断基準		上記の合計



改正後の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.1)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>6.0</u>
失格判断基準		上記の合計

③ 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事であるもの

現行の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>5.5</u>
失格判断基準		上記の合計



改正後の算定式

直接工事費 - (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.7
共通仮設費	×	10分の9.0
現場管理費 + (直接工事費 × 0.2)		
	×	10分の9.0
一般管理費等	×	10分の <u>6.0</u>
失格判断基準		上記の合計